

第 66 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 12 月 22 日（火） 9:55～10:38

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

（専 門 委 員） 水野谷 武志

（審議協力者） 財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：江刺室長ほか

（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 おはようございます。

皆さん、定刻よりも早くお越しいただいておりますので、少し早いですが、只今から第66回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、社会生活基本調査の変更に関する審議の最終日になります。

本日の部会は、正午までの予定で御案内しておりますところ、審議の進捗状況にもよりますが、できましたら11時ごろには終了させていただきたいと思っておりますので、効率的な審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは審議に入る前に、本日の配布資料と審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日は、前回の部会で調査実施者において整理することとされました、これまでの部会審議を踏まえた集計事項の変更案を資料 1 ということでお配りしております。

本日は、始めに今回の部会で改めて確認することとされました集計事項の変更について、資料 1 を使って御審議をお願いしたいと思っております。

その後、答申案について審議をお願いいたしますが、その際には今回、お配りしました資料 2 を用いて御審議いただく予定です。

なお、本日、参考資料として配布しております前部会の議事概要につきましては、既に皆様方に御確認いただいたものをお配りしております。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

前回の部会におきまして、集計事項については、前回及び前々回の部会審議で修正する

こととされた点を反映したものを、総務省統計局において整理・作成し、今回の部会において、その修正案を報告することといたしました。

今回は、最初にこれについて確認したいと思います。

本日お配りしている資料1について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 これまでの部会審議におきまして、修正することとされた点を反映いたしました集計事項について、御説明いたします。

資料1の3ページから17ページまでが第1回の部会で配布いたしました「集計区分及び集計事項一覧」を修正した差し替え版となっておりますが、19ページと20ページにおいて、変更した集計表につきまして、変更点が分かるように整理をしていますので、こちらの資料で御説明させていただきたいと思います。

まず、19ページは「ふだんの健康状態」に関する集計です。調査対象を15歳以上の世帯員から10歳以上の世帯員に拡大いたしましたので、点線枠で囲んだ「集計対象」のところを全て「10歳以上」に修正しております。

なお、選択肢を「ふつう」を加えた5区分とすること、また「悪い」を「良くない」に変更することにつきましては、いずれも選択肢区分の変更ですので、集計区分・集計事項の変更はありません。これらにつきましては、結果を表章する際の具体的な分類事項区分に修正点を反映したいと思っております。

1枚おめくりいただきまして、20ページにつきましては「在学・在園の状況」に関する集計です。この集計につきましては、「共働きか否か」だけではなく、有業者については正規、正規以外といった雇用形態の詳細な類型別に表章する必要があるという御意見を頂いておりますので、点線枠で囲んであるように、該当する集計表については「共働きか否か」と「夫と妻の雇用形態」をクロスした分類事項で集計する形に修正しております。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○永瀬委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 それでは、この件につきましては御了承いただいたものといたします。

以上で個別事項の審議については一通り終えましたが、全般を通じて何か御意見等がありますか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 答申の9ページの「在学・在園の状況」です。

○白波瀬部会長 今、お話のところは、資料2ですね。まだ答申案の審議には入っていませんが、前回の議論につきまして御意見があるとのことですが。

○永瀬委員 資料2の9ページの図11「在学・在園の状況」の時間の分け方なのですが、

現在、「4時間以下」、「5～7時間」、「8～11時間」及び「12時間以上」が提案されています。しかし、「12時間以上」がどの程度いるのかなということが気になりまして、厚生労働省にお問い合わせしたところ、「地域児童福祉事業等調査」という厚生労働省が実施している調査があると分かりました。これによりますと、常勤の母親の平日の保育園利用時間ですが、「12時間以上」という区分はありませんでした。一番上の区分が「11時間以上」で、それは常勤の母親の11パーセントでした。なお、「10～11時間未満」が同じく常勤の母親の28パーセント、「9～10時間未満」が28パーセント、「8～9時間未満」が20パーセント、「7～8時間未満」が21パーセントでした。

それでは常勤の母親は、6歳未満児のいる世帯のどの程度の割合であるかです。これは統計によって多少差があるでしょうが、例えば、「21世紀出生児縦断調査」の2010年開始児童の調査結果を見ますと、常勤の母親は第一子が1歳のときの36パーセント程度です。その後、児童の年齢が上がってきますとパートに出る母親は増えては行くのですが、「常勤の母親」の「常勤」の定義によりますが、「正社員」はそれほど増えません。

そういったことを考えまして、仮に6歳未満児のいる世帯の4割程度が常勤の母親としますと、「11時間以上」の区分、11パーセントの4割ですから、6歳未満児のいる世帯の4パーセント程度になってしまう。さらに「12時間以上」となりますと、当然4パーセントより少ないこととなりますので、出現率は小さくなり過ぎてしまうのではないかと思います。

この資料については、総務省統計局にも事前にお渡ししてあります。修正の検討をよろしくお願いいたします。

○白波瀬部会長 本件につきましては、前回の部会でも御審議いただいたところでして、御了承をとりあえずは頂いているところですが、永瀬委員から、丁寧な再検討をさせていただきまして、只今、問題提起があったところです。

今回は調査実施者の総務省統計局から、初めての試みということから、まずは制度上のところで区分を提案したいというお考えだったと思うのですが、制度上といっても実態と余りかけ離れていては、せっかく新しく試みたものの結果を十分活用できなければ、余り意味がなくなるのではないかと思います。改めまして調査実施者から回答をよろしくお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 ふだんの在園時間の区分につきましては、子ども・子育て支援新制度におきまして、通常の保育時間が8時間の「保育短時間」と、通常の保育時間が11時間の「保育標準時間」が設定されましたので、この二つの保育時間が含まれる区分として「8～11時間」を設定して、その上の区分を「12時間以上」としたのですが、只今、永瀬委員から指摘いただいたように「12時間以上」の区分の在園者数がかなり少なくなるのではないかという御懸念を指摘いただきましたので、「保育短時間」の8時間を含む「8～10時間」と、「保育標準時間」の11時間を含む「11時間以上」という区分に変更することで、制度上の時間数で生活時間の配分を把握すると

いう当初の考え方を変えることなく、かつ、在園者数の出現頻度の問題にも対応できると思いますので、区分につきましては「8～10時間」及び「11時間以上」の区分に変更させていただきたいと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見、御質問はありますか。

他の委員の方々もよろしく願いいたします。

○嶋崎委員 結構だと思います。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、この件につきまして、やや異例な経過ではありますが、御了承いただいたものいたします。ありがとうございます。

現時点での問題提起に御回答いただいたということですので、御紹介のあった統計調査の結果等も踏まえた細かな答申案の修正につきましては、部会長に御一任させていただきたいと考えますので、どうかよろしく願いいたします。

では、その他全般を通じまして、何か御意見等ありますか。

どうぞ、お願いします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 私どもから1点、調査票の修正につきまして、お諮りさせていただければと思っております。

資料2の7ページの下半分に「(ク)「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」の追加」という項目があります。ここの「友人・知人」の定義につきましては、第1回の部会におきまして、相互に面識があることをもって友人・知人とする整理として、調査世帯に配布する調査票の記入要領に記載することとなっておりますが、このような「友人・知人」の定義につきましては、特に若い世代できちんと理解して記入していただかないと、結果数値に大きな影響が出る可能性もありますので、調査票の記入要領ではなく、調査票上に定義を記載することにしたいと考えております。

「交際・つきあい・コミュニケーション」の注意書き欄のスペースを調整すれば、2行程度のスペースを新たに確保できると思いますので、ここに友人・知人には面識のない人は含まないという趣旨の注意書きを入れたいと思っております。

ただし、概念上の整理につきましては「面識がある」ということにいたしましたが、この表現ですと、若い世代では正確に理解してもらうことが難しいのではないかと思いますので、調査票への具体的な記載につきましては、例えば、「ここで言う友人・知人には実際に会ったことのない人は含みません」という表現にしたいと考えております。

以上、こちらの方からのお諮りですが、よろしく願いいたします。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

こちらにつきましても、より良い調査票になればということでの御提案です。

御意見、御質問のある方は発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。これが1行あることで対象とする質問項目内容が明確になり、ぶれの少ない情報が得られるのではないかと思います。

では、この件につきましても、御了承いただいたものいたします。

ありがとうございました。

本日までに3回にわたりまして、社会生活基本調査の変更について審議してまいりましたが、以上をもちまして、ひとまず全ての事項について審議を終えました。

有意義かつ円滑な審議に御協力いただき、ありがとうございました。

特にお忙しい中、実態についても適宜御検討いただきまして、委員の皆様にも感謝申し上げます。

では、今までの議論を踏まえまして、部会審議の取りまとめとして、資料2の答申案について審議をお願いしたいと思います。

始めに答申案の構成について、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2を御覧いただきしたいと思います。答申案の構成ですが、1ページに「1 本調査計画の変更」という項目を設けまして、その下に「（1）承認の適否」として結論を記載した後、1ページから11ページにかけて「（2）理由等」ということで、個別の変更内容についての判断を示しております。

続きまして、11ページから12ページにかけて、「2 統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月）で示された「今後の課題」への対応状況」という項目を設けまして、前回答申で示された「今後の課題」への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての判断を記載しております。

12ページに行きまして、「3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況」という項目を設けまして、「公的統計の整備に関する基本的な計画」における本調査に関する指摘事項への調査実施者の対応状況及びその対応状況に係る部会としての判断を記載しております。

最後は「4 今後の課題」という項目を立てております。具体的には、これまでの審議を踏まえまして、オンライン調査に対応可能な情報通信機器の拡充ということを記載しております。

答申案の構成については以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、答申案の個別の審議に入りたいと思います。

始めに「1 本調査計画の変更」についてです。

「（1）承認の適否」については「（2）理由等」の検討を行った後で確認させていただきたいと思いますので、まず「（2）理由等」を御覧ください。

「（2）理由等」では、総務省統計審査官室が作成した審査メモに基づき、本部会で審議した事項について、調査計画上の変更内容と当該変更内容に対する部会としての適否の

判断及び判断理由、また、部会として修正を求める点について記載しております。

では、答申案1ページの「(ア)「在学・卒業等教育の状況」の変更」から2ページの「(ウ)「ふだんの片道の通勤時間」の削除」までについて、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、1ページの「(ア)「在学・卒業等教育の状況」の変更」についてです。これにつきましては、専門学校の在学者数が多いことから、把握する学校種の区分ということで、新たに「専門学校」の選択肢を追加するとともに、従来の調査結果との時系列比較を可能とするため、これを修業年限別に把握するよう変更するものです。

続きまして、2ページの「(イ)「子の住居の所在地」の削除」につきましては、これまでの調査結果において、子の有無及び子の住居の所在地による60歳以上の世帯員の生活時間の配分への影響がほとんど認められないということから、引き続き把握する必要性が低下したことに伴い削除するものです。

同じ2ページの「(ウ)「ふだんの片道の通勤時間」の削除」については、事項名のとおり、いわゆるユージュアル方式でふだんの片道の通勤時間を把握していたものですが、通勤・通学時間については別途の調査事項「生活時間について」において、いわゆるアクチュアル方式で実際に通勤・通学に要している時間を把握可能であり、これらのデータの方が利用頻度は高いということが考えられることから、引き続き把握する必要性が低いということで、削除するものです。

これらにつきましては、部会の審議におきまして、特段の御異論もなく御了承いただきましたので、適当であるという形の結論としております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらにつきましては、このような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 これらの件につきまして、御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の3ページ「(エ)「ふだんの健康状態」の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、3ページの「(エ)「ふだんの健康状態」の変更」についてです。

当初の変更案では、これまではふだん仕事をしている15歳以上の者、有業者のみを対象にふだんの健康状態を把握していたところですが、ふだん仕事をしていない者、無業者も含めまして、15歳以上の全ての者に調査対象を拡大するとともに、健康状態を判断する際の基準ということで「ふだんの生活への影響の有無などにより」との記載を設問文に追加することとしたところです。

しかしながら、これにつきましては、審議結果を踏まえましておおむね適当であるとし

ました上で、子供の健康状態に関連した家事時間などについてより有用なデータを得る観点から、調査対象を10歳以上の者に拡大すること、また、国際比較可能性の向上を図る観点から、健康状態を示す選択肢について「ふつう」の選択肢を追加するとともに、報告者の心理的な負担を考慮し「悪い」としていた選択肢を「良くない」という形に変更することの2点について、修正の必要があるとの指摘を行っております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これにつきまして、以上のような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この件につきましても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の4ページ「(オ)「学習・自己啓発・訓練の状況」及び「ボランティア活動の状況」の変更」から、6ページの「(キ)「旅行・行楽の状況」の変更」までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 初めに4ページの「(オ)「学習・自己啓発・訓練の状況」及び「ボランティア活動の状況」の変更」についてです。

これにつきましては、これまで活動の種類ごとに「した」又は「しなかった」を選択した上で、「した」を選択した場合には、1年間における当該活動の実施頻度を記入する方式としていたところですが、実施頻度欄に「0：まったくしなかった」、また、実施頻度が不明の場合の選択肢ということで「8：何日ぐらいしたかわからない」という形のものを追加するものです。

これにつきましては、報告者負担の軽減、調査結果の正確性の確保等の観点から適当としております。

続きまして5ページの「(カ)「スポーツ活動の状況及び趣味・娯楽活動の状況」の変更」についてです。これにつきましては、報告者にとっての分かりやすさや記入のしやすさに配慮しまして「(オ)」と同様の変更を行うとともに、趣味・娯楽活動の表記や配置等を一部変更するものであり、審議結果を踏まえ適当であるとしております。

最後は6ページの「(キ)「旅行・行楽の状況」の変更」についてです。これも実施頻度欄の変更を行うとともに、国内旅行と海外旅行のそれぞれにおいて、旅行・行楽の目的として設けておりました「業務出張・研修・その他」を削除することにつきましては、当該データの利活用が見られず、引き続き把握する行政利用上のニーズも認められないため、おおむね適当であるとした上で、その削除に伴いまして、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように、業務出張や研修については、本調査事項で把握する旅行には含まれないということを記入要領において明記する必要があるとの指摘を行っております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、以上の説明につきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの件について、御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案の7ページの「(ク)「スマートフォン、パソコンなどの使用状況」の追加」についてです。本調査項目の追加につきましては、前回までの部会審議を踏まえまして、スマートフォン、パソコンなどの使用が1日の生活時間の配分や生活行動に及ぼす影響の把握に資するものと認められることから、現行の答申案においては、ひとまず適当と整理しております。

しかしながら、本日の部会で調査実施者からの説明を踏まえて改めて審議いただき、友人・知人の範囲についての説明を実際の調査票の中に入れることを了承させていただきました。

このため、答申案の内容を修正する必要がありますが、答申案の具体的な修正内容については私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきましてはそのような対応をするということで、当部会として了承させていただきます。

では、答申案8ページの「(ケ)「介護支援の利用の状況」の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 「(ケ)「介護支援の利用の状況」の変更」についてです。これにつきましては、これまでの調査結果における介護支援を利用する者の利用頻度区分ごとの出現状況を見ますと、「月に1日以内」及び「月に2～3日」の割合が低い一方、「週に2～3日」及び「週に4日以上」の割合が高い状況を踏まえまして、利用頻度の区分の統合又は分割を行うこととしているものですが、これにつきましては、審議結果として特段の御異論もなく了承されましたので適当としております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これにつきまして、このような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

この件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案8ページの「(コ)「在学・在園の状況」の変更」についてです。この調査項目の変更につきましては、前回までの部会審議を踏まえまして、子供の在学・在園の状況が保護者の生活時間の配分に及ぼす影響等のよりの確な分析に資するものと認め

られていることから、現行の答申案においては、ひとまず適当と整理しております。

しかしながら、本日の部会で永瀬委員からの御意見及びこれに対する調査実施者からの回答を踏まえまして、改めて審議していただき、ふだんの在園時間の区分の修正を行うこととさせていただきます。

このため、答申案の内容を修正する必要があります。答申案の具体的な内容につきましては、私に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、この件について、そのような対応をするということで、当部会として了承させていただきます。

それでは、答申案の9ページ「(サ)「携帯電話、パソコンなどの使用の有無」の削除」及び「(シ)「生活時間配分」の変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、9ページの「(サ)「携帯電話、パソコンなどの使用の有無」の削除」についてです。

これにつきましては、携帯電話やパソコンの使用が一般的となってきたこと、他の調査でこれらの機器の使用状況を把握しているものがあるということで、引き続き把握する必要性は低いという判断から削除するものであり、適当としております。

また、同じ9ページの「(シ)「生活時間配分」の変更」につきましては、近年におけるスマートフォン等の急速な普及により、インターネットに接続していない状況下での利用も含めまして、これらの情報通信機器の使用状況を把握するよう、従来のインターネットの利用状況を把握するものからスマートフォン、パソコンなどの使用状況を把握するよう変更するとともに、それらの使用実態をよりの確に把握するため、主行動と同時行動のそれぞれの別にその使用状況を把握するよう変更するものであり、これにつきましても審議結果を踏まえ、適当であるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらにつきましては、このような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案10ページの「イ 報告を求める者の変更」及び「ウ 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、始めに10ページの「イ 報告を求める者の変更」についてです。これにつきましては、平成23年10月に実施した前回調査では、その年の3月に発生しました東日本大震災の影響により急きょ当初計画を変更し、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を調査対象から除外して実施された

ところですが、今回調査の実施に当たりましては、大震災の影響もないことから、前回調査の大震災前に予定しておりました当初計画と同程度の標本規模に戻すこととしているものでして、審議でも特段の御異論はありませんでしたので、適当としております。

続きまして、同じく10ページの「ウ 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更」につきましては、前回調査で調査票Bに限定して導入したオンライン調査につきまして、調査票Aを含む全ての報告者に対象を拡大するとともに、報告を求める期間を従来から1日延長することとしているものです。

オンライン調査の導入につきましては、第Ⅱ期基本計画に掲げられているオンライン調査の推進に沿うものであり、また、個人情報保護意識の高まりやライフスタイルの多様化等への対応、電子調査票に実装されるチェック機能による調査員や実施機関の審査業務の負担軽減等にも資するものであるということ、また、報告期間の延長につきましては、オンライン調査の拡大に伴い、都道府県における調査票の提出状況の把握等に必要な時間を確保するものであることから、適当であるという形にしております。

なお、審議においてスマートフォンやタブレットによる回答も可能とするよう意見があったところですが、これにつきましては、今回のオンライン調査で利用する政府統計共同利用システムが現時点ではスマートフォン等に対応していないということで、今回調査では対応できないことはやむを得ないものという形にしております。

ただし、この点につきましては、次回調査に向けて検討していただくよう、今後の課題という形で整理しておりますので、後ほど「4 今後の課題」のところで改めて説明いたします。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

以上のような整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの件についても御了承いただいたものといたします。

それでは、答申案11ページの「エ 集計事項の変更」及び「オ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、11ページの「エ 集計事項の変更について」です。

これは今回の調査事項の変更等に伴い、関連する集計事項を変更するものであり、おおむね適当であると整理しました上で、「在学・在園の状況」に係る調査事項について、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する施策の検討に資する観点から、夫婦共働きか否かのみではなく、有業者については正規の職員・従業員とそれ以外に区分した詳細な類型別に表章する必要があるとの指摘を行っております。

続きまして、同じ11ページの「オ 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」

につきましては、先ほどの「イ 報告を求める者の変更」の部分において説明させていただいたとおり、前回調査の実施に当たりましては、東日本大震災の影響によりまして、東北3県の一部地域を調査対象から除外する旨の規定を調査計画上に設けていたところですが、今回調査の実施に当たりましては、その影響もないため、当該規定を削除することとしているものであり、適当であるとしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらにつきまして、以上の整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらの件については御了承いただいたものといたします。

では、答申案の11ページの「2 統計委員会諮問第28号の答申(平成23年1月)で示された「今後の課題」への対応状況」及び12ページの「3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 11ページの下になりますが、前回答申で示された「今後の課題」への対応状況についてです。前回答申の「今後の課題」におきましては、調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、調査票の提出方法の多様化について検討するよう求められたところですが、

これにつきましては、今回、全ての報告者を対象にオンライン調査を拡大することとしていることは、前回答申における指摘への対応として適当であるとしております。

一方、封入又は郵送による調査票の提出方法の導入につきましては、回答の正確性を確保する観点から、引き続き調査員又はオンラインによる提出を原則とし、封入や郵送でなければ調査票を回収できない場合に限り、これらの提出方法を認めることとする対応はやむを得ないものという形にしております。

12ページの「3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況」についてです。

第Ⅱ期基本計画では、欧州統計家会議が作成した「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、本調査の調査計画の検討に活用することが求められているところですが、

これにつきましては、本調査の調査計画は当該ガイドラインの勧告におおむね対応したものとなっていること、当該ガイドラインの勧告に掲げられている事項のうち、主観的幸福感の指標の把握については対応していないものの、その把握については、我が国でも様々な意見があり、慎重に検討すべきと考えられることから適当であるという整理としております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらについては、以上の整理でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、これらの件についても御了承いただいたものとします。

同じページの「4 今後の課題」です。これについては、今までの部会審議を踏まえまして、オンライン調査に対応可能な情報通信機器の拡充について記載しています。

事務局から読み上げをお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 読み上げさせていただきます。

「報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の情報通信技術の更なる発展及び政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、次回調査（平成33年調査）に向けて、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット等の他の情報通信機器を利用した調査票への回答が可能となるよう検討する必要がある。」

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

これらにつきまして、このような整理でよろしいでしょうか。御意見はいかがでしょうか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 表現で気になった点は、最後の「情報通信機器を利用した調査票への回答」について「調査票への回答」でよろしいのでしょうか。11ページでは「情報通信機器による回答」となっておりますので、そこのところ違和感を覚えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

調査実施者の方はいかがですか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今回の御指摘は「調査票への」という文言が紙の調査票との誤解を招くのではないかと思いますので、私どもとしては、「調査票への」との文言がなくても特段問題はありません。

○白波瀬部会長 分かりました。

他にはいかがですか。

たくさん課題を残すことは、私としても希望しておりませんので、この点の課題をイメージするというところで、本調査については現時点ではよろしいのではないかと。逆に言えば、やはりこれがメインのこれからの課題になりますので、特に集中的に行っていただきたいと思うのですが、少しオンライン調査の拡大に伴う問題点を洗い出して、検証に努めるということ。要するに、検証していただきたいというか、少しこの点を盛り込んでいただけますと、課題として厚みが増すかなというか、高齢化といっても今の高齢者自体がITリテラシーが上がっていますので、10年前に心配されたことを同じようにこれからというわけではないと思うのですが、新しい調査方法を入れることに伴って、これは国全体の方針ですので問題ないと思うのですが、やはりデータの質を確保するという点から、この点につ

きまして、具体的なところは事務局とも検討させていただき、文言を入れさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今回のオンライン調査については、これまでの調査票Bだけの適用から調査票Aまでを含めて運用しますので、基本的には今回の実施状況をしっかり私どもとしても検証したいと思っていますので、部長から御指摘があったような表現を入れていただいて差し支えございません。

○白波瀬部会長 本当に短くて良いのですが、少し強調させていただくということ。
ありがとうございます。

いかがでしょうか。御意見はありますか。

永瀬委員、何かありますか。

○永瀬委員 前回、幸福度を入れるかどうかが課題として挙がっていたように思います。今回は課題から抜けているというところで、異論もあったと思いますが、議事録の中に幸福度を一つ重要な項目として検討ということを残したく、私から発言させていただきます。一つのテーマ、可能性として今後検討できると思います。

○白波瀬部会長 いずれにしても、部会で検討いたしましたので、それは既に議事録に残っていることではあると思います。

一応、部会としての方針をその時点で議事録に残させていただきました。

水野谷専門委員、何かありますか。

○水野谷専門委員 特にありません。

○白波瀬部会長 特にないですか。

ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、若干の修正をこちらで引き取らせていただきまして、文言は私に一任ということをお願いしたいと思うのですが、御了承いただいたものといえます。

それでは、これまでの内容を集約する形で、答申案の1ページの「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」については、承認して差し支えないとすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

異議なしと認めますので社会生活基本調査の変更について、当部会として承認して差し支えないとさせていただきます。

それでは、答申案全体については、一部所要の修正を加えることを前提に、本部会として了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で社会生活基本調査の答申案についての審議を終わりにしたいと思います。

す。

御了承いただきました答申案につきましては、所要の修正の後、1月21日に開催予定の統計委員会に提出し、本日の部会の議事概要と併せて私から報告いたします。

なお、本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局から電子メールにて紹介いたしますので、対応をよろしくお願いいたします。

最後に閉会する前に、現場で御苦労をお願いしておりますので、何か一言ずつ御意見、御要望、何でも御自由にお願ひできればと思います。

東京都からいかがでしょうか。

○古川東京都総務局統計部人口統計課長 東京都です。

本日まで御議論いただいた内容につきましては、記入者負担の軽減等にも御配慮いただきながら進めていただいたと感じております。

とはいえ、現在の調査環境の中で、このような調査項目は世帯の皆様からの御協力がなかなか得づらいというところもまた事実でして、そのような中で引き続き「今後の課題」でも書かれているようなオンライン調査の推進や、調査に対する今後の検証もしっかりしていただいたりといったことで、これまで部会に出席させていただきました中での感想めいたことで大変恐縮でございますが、一步一步でも結構でございますので改善を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○白波瀬部会長 大変ありがとうございます。

神奈川県から、お願いします。

○杉本神奈川県統計センター人口・労働統計課長 神奈川県です。

東京都さんと同じように、都道府県の事務負担の軽減も視野に入れて御検討いただいたことに大変感謝申し上げたいと思います。

また、オンライン調査の拡大に伴いまして、都道府県における回答状況等の把握の期日を1日延長するという具体的なところも御考慮いただけたことにつきましても、有り難く思っております。

また、本当に実際の実務上の話ということで、この場にはふさわしくないかもしれませんが、調査票の提出状況の把握につきましても、本当に具体的な面で、特に今回の国勢調査での経験というか反省なども踏まえて、国から都道府県への伝達等がより円滑に行われますように、それにつきましてよろしくお願ひいたしまして、意見とさせていただきます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

貴重な御意見、御感想をありがとうございました。

議事録にもしっかり残させていただきたいと思います。

人口・社会統計部会におきまして、社会生活基本調査の変更に係る審議は本日をもって終了とさせていただきます。

10月から計3回にわたりまして皆様に御審議いただいた結果、本日、答申案を取りまと

めることができました。

委員、専門委員を始め審議に参加いただいた皆様に、部会長として厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、部会審議はこれで終了いたします。

ありがとうございました。